

〈反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意〉 〈貸金庫規定〉

新旧対照表

改 正	現 行
<p>〈反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意〉 私(本取引の名義人(取引名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ))は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、<u>貸金庫取引が停止され、または通知により貸金庫取引が解約されても異議を申しません。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>〈貸金庫規定〉</p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>2. (格納品の範囲) 一 部 省 略</p> <p><u>(3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>3. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1)貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>4. (契約期間等) 一 部 省 略</p> <p>5. (使用料) 一 部 省 略</p> <p>6. (鍵の保管) 一 部 省 略</p> <p>7. (貸金庫の開閉等) 一 部 省 略</p> <p>8. (届出事項の変更等) 一 部 省 略</p> <p>9. (印章、鍵の喪失時等の取扱い) 一 部 省 略</p> <p>10. (印鑑照合等) 一 部 省 略</p>	<p>〈反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意〉 私(本取引の名義人(取引名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ))は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、<u>この取引が停止され、または通知によりこの取引が解約されても異議を申しません。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>〈貸金庫規定〉</p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとし ます。</p> <p>2. (格納品の範囲) 一 部 省 略</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>3. (契約期間等) 一 部 省 略</p> <p>4. (使用料) 一 部 省 略</p> <p>5. (鍵の保管) 一 部 省 略</p> <p>6. (貸金庫の開閉等) 一 部 省 略</p> <p>7. (届出事項の変更等) 一 部 省 略</p> <p>8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い) 一 部 省 略</p> <p>9. (印鑑照合等) 一 部 省 略</p>

改 正	現 行
<p>11. (損害の負担等) 一部省略</p>	<p>10. (損害の負担等) 一部省略</p>
<p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>一部省略</p> <p>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p> <p>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</p> <p>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</p> <p>⑩上記②から③または⑤から⑨までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じないとき</p> <p>一部省略</p> <p>(4) 第2項または第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月から明渡日の属する月の前月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>	<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>一部省略</p> <p>新設</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月から明渡日の属する月の前月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>
<p>13. (貸金庫の修繕、移転等) 一部省略</p>	<p>12. (貸金庫の修繕、移転等) 一部省略</p>
<p>14. (緊急措置) 一部省略</p>	<p>13. (緊急措置) 一部省略</p>
<p>15. (譲渡、転貸等の禁止) 一部省略</p>	<p>14. (譲渡、転貸等の禁止) 一部省略</p>
<p>16. (規定の変更等) 以下省略</p>	<p>15. (規定の変更等) 以下省略</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>